

会議資料等の閲覧・入手方法について

会議資料等は、下記の関係機関およびホームページにて閲覧できます。

設置機関	担当	所在地	電話番号	委員会ニュースの設置場所	委員会資料の設置場所	
近畿地方整備局	福井河川国道事務所	調査第一課 福岡	福井市花堂南 2-14-7	0776 (35) 2661 内線352	1階 展示室	4階 調査第一課
	福井河川国道事務所 北川出張所	事務係 木下	小浜市遠敷1-101	0770 (56) 1764 (直通)	2階 事務室	2階 事務室
	河川部	河川計画課	大阪市中央区 大手前 1-5-44	06 (6942) 1141	1階 P R コーナー	7階 河川計画課
自治体	小浜市役所	都市整備課 松崎	小浜市大手町6-3	0770 (53) 1111 内線257	2階 都市整備課	2階 都市整備課
	若狭町役場	建設水道課 吉村	三方上中郡若狭町 中央1-1	0770 (45) 9104 (直通)	1階 建設水道課	1階 建設水道課
		住民サービス室	三方上中郡若狭町 市場20-18	0770 (62) 2700 (直通)	1階 住民サービス室	1階 住民サービス室

北川流域委員会ホームページ  
<http://www.kita-river.org/>



北川流域委員会 ニュース No.8  
 平成20年10月発行

■編集・発行  
 ■問い合わせ

北川流域委員会  
 北川流域委員会 庶務  
 近畿技術コンサルタンツ株式会社 担当 木戸・大塚  
 〒540-0031 大阪市中央区北浜東2番16号  
 [日刊工業新聞大阪支社ビル]  
 TEL : 06-6966-4446 / FAX : 06-6946-5779  
 メール : info@kita-river.org

# 北川 流域委員会

ニュースレター

8

平成20年10月



- 第8回 北川流域委員会の開催 ..... 1
- 報告 ..... 1
- 議事 ..... 1
- 事務連絡等 ..... 2



## 第8回 北川流域委員会の開催

平成20年9月8日（月）、敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」において第8回北川流域委員会が開催されました。

報告では、これまでの北川流域委員会において委員より発言のあった質問事項や疑問点について、河川管理者より説明がなされました。

議事では、河川管理者より「整備計画の目標における基本的な考え方」および「住民意見聴取の方法」について説明がなされました。

また、福井県より、県が管理する区間において策定が進められている北川水系河川整備計画（県管理区間）の進捗状況について説明がなされました。



### ◆報告

第7回流域委員会での委員からの疑問や質問について、河川管理者より説明がなされました。

#### ■委員からの主な発言

- ①川の蛇行や瀬・淵の変化の状況を確認するため、昭和21年頃の米軍の航空写真を提示して欲しい。
- ②昭和30年代前半以降、低水路幅や砂防工事等何が変わったのか示して欲しい。

### ◆議事

#### (1) 整備計画の目標における基本的な考え方

第7回流域委員会で説明を行った「河川整備の目標」について、河川整備計画（原案）に記載する際、冒頭に下記の3行で「基本的な考え方」を表示したい旨が河川管理者より説明がなされ、承認されました。

##### 「基本的な考え方」

- ①北川の洪水特性を踏まえて安全で安心して暮らせる河川整備の実施と危機管理施策の推進
- ②北川の水環境や歴史を踏まえた河川整備と、環境を考慮した利水・利用の推進
- ③河川環境の把握、保全及び回復、維持管理の充実、適正な河川利用の維持と、自治体や住民等との連携・協働の促進

#### (2) 住民意見聴取の方法について

北川水系河川整備計画（原案）に対する住民意見聴取の位置づけ、参考として九頭竜川での住民意見聴取の実施状況について説明がなされるとともに、北川の住民意見聴取（案）について、河川管理者より説明がなされました。

#### ■北川の住民意見聴取（案）について

- ①住民意見聴取方法について（案）
  - ・住民説明会を開催して、その場で直接住民から意見を聴く「集会形式」と、郵送、メール、FAXにより意見を聴く「意見募集形式」を行う。
- ②意見募集形式について（案）
  - ・河川整備計画（原案）の閲覧は、福井河川国道事務所、小浜市役所、若狭町役場等6カ所とする。
  - ・福井河川国道事務所ホームページで河川整備計画（原案）、概要版パンフレットの閲覧等ができるようにする。
  - ・河川整備計画（原案）の概要版パンフレットを閲覧場所に設置する。
- ③集会形式について（案）
  - ・住民説明会は河川管理者の主催で実施する。

- ・開催時期は河川整備計画（原案）公表後、約10日以内とする。
- ・開催場所と開催回数は小浜市域と旧上中区域で各1回とする。
- ・開催日時は平日の夕方（概ね19時～21時）とする。
- ・住民説明会への参加資格は設けない。
- ・事前参加申し込みは行わず、当日会場での先着順とする。
- ④住民意見聴取の周知について（案）
  - ・開催の周知については記者発表、ホームページ、新聞折り込み広告とする。（自治会回覧も開催日程より可能であれば実施する。）
- ⑤意見の受付方法と期間について（案）
  - ・意見の受付方法は郵送、メール、FAXのみとし、電話による受付は行わない。
  - ・受付期間は河川整備計画（原案）公表から約1カ月とする。
- ⑥寄せられた意見の公表について（案）
  - ・意見受付終了後、意見ならびに質問・回答をホームページで公表する。また、ホームページを利用できない方などのため、河川整備計画（原案）閲覧場所において閲覧できるようにする。

#### ■委員からの主な発言

- ①住民意見聴取方法について（案）
  - ・（案）の通り了承されました。
- ②意見募集形式について（案）
  - ・（案）の通り了承されました。
- ③集会形式について（案）
  - ・住民説明会の名称は、「公聴会」など意見聴取に主眼をおいたものにしてはどうか。
  - ・開催場所については、雲浜地区や国富地区など河川整備計画に関心の高い地区でも開催してはどうか。
  - ・住民説明会で河内川ダムの環境への影響など、県管理区間の質問に対応できるように体制を整えて欲しい。
  - ・それ以外については（案）の通り了承されました。
- ④住民意見聴取の周知について（案）
  - ・自治会回覧は、全員の回覧に時間が必要なため、各市町の広報誌に広告の折り込みを検討してはどうか。
  - ・小浜市、若狭町ではケーブルテレビを見ている方が多いので、ケーブルテレビでの広告についても検討してはどうか。
  - ・河川整備計画が30年間の計画ということであれば、現在の中学生や高校生が大人になったときに担わなければならない環境なので、若い方の参加を促すような広報等を検討してはどうか。
  - ・それ以外については（案）の通り了承されました。
- ⑤意見の受付方法と期間について（案）
  - ・（案）の通り了承されました。
- ⑥寄せられた意見の公表について（案）
  - ・九頭竜川では住民からどれぐらいの意見や質問があったのか教えて欲しい。
  - ・それ以外については（案）の通り了承されました。

#### ◆事務連絡等

北川水系河川整備計画（県管理区間）の進捗状況について

福井県より、北川水系河川整備計画（原案）（県管理区間）の概要や策定の進捗状況について以下の通り説明がなされました。

北川水系河川整備計画（原案）（県管理区間）では、計画的な整備が必要な本川の北川と、平成16年10月の台風23号により家屋の浸水被害が発生した江古川を対象河川として、河内川ダムの整備などを計画に盛り込んでいます。（原案）の内容については「嶺南地域流域検討会」で審議済みであり、7月上旬と8月上旬には住民説明会が実施されています。現在、住民説明会の意見のとりまとめや、関係部局・滋賀県などへの意見照会を行っており、その後、国土交通省への申請を予定しています。